

障害基礎年金について

障害基礎年金は次の3つの条件がそろえば、裁定請求手続きにより、原則として**障害認定日の翌月から**支給されます。

◆障がいの原因となった病気やけがの**初診日**において、①国民年金の被保険者であるとき、②国民年金の被保険者であった人が日本国内に住所を有し、60歳以上65歳未満であるとき

◆初診日から1年6か月を経過した日（もしくは※1年6か月以前に症状が固定した日、以下、**障害認定日**）の障がいの程度が国民年金法に定められた障害等級に該当している場合

◆初診日の属する月の前々月までの被保険者期間の直近の1年間に保険料が遅滞なく納付されていること、または保険料納付済期間と免除期間を合算した期間が3分の2以上あること

※1年6か月以前に症状が固定したとみなされる場合の一部事例

- ①人工透析を受け始めてから3か月を経過した日
- ②人工頭骨または人工関節を挿入置換した日
- ③心臓ペースメーカー、植え込み型除細動器（ICD）または人工弁を装着した日
- ④人工肛門または新膀胱（ぼうこう）の造設、尿路変更術を施術した場合は造設または手術を施した日
- ⑤切断または離断による肢体の障がいは原則として切断または離断した日
- ⑥喉頭（いんこう）全摘出の場合は全摘出した日
- ⑦在宅酸素療法を行っている場合は在宅酸素療法を開始した日

<注意>上記の内、①人工透析と⑥喉頭全摘出の場合以外は、基本的に障害等級3級相当と認定し、さらに術後の経過および予後の状態により2級以上に該当するかどうかの総合的な判断をするため、支給されない場合もあります。

○事後重症による障害基礎年金

障害認定日において1級または2級の障害等級の状態に該当しない場合であっても、その後、障害認定日から65歳に達する日の前日までに症状が重くなり、1級または2級の障害等級に該当するに至ったときは、請求手続きにより、障害基礎年金が支給されます。このように障害認定日の頃には症状が軽くても、その後症状が重くなって障害基礎年金を支給することを障害既存金の「**事後重症制度**」といいます。

ただし、事後重症制度は65歳に達する日の前日までに裁定請求の手続きが必要で、障害基礎年金の支給開始は障害認定日に関わらず、**裁定請求の手続きをした翌月分**からとなります。

国民年金

〈問合先〉

岐阜南社会保険事務所

☎273-6161



消・防・署

羽島郡広域連合 ☎388-1195



外出前にもう一度

行楽シーズンを迎え、家族や友達と外出する機会が増え、楽しい時間が多くなりますね。

皆さんも外出後にこんな経験がありませんか。

「ガスの元栓をしっかりと閉めただろうか」「タバコの火を消してきただろうか」「家の戸締りをしっかりとしてきただろうか」など外出してから不安になることがあると思います。このように不安になることで、せっかくの家族や友達との外出時間も楽しさが減ってしまいます。

また、留守宅で火災が発生すると、火災の発

見が遅れがちになり、大きな火災になってしまいます。大きな火災になってしまうと隣の家に火が燃え移ってしまう危険性も高くなってしまいます。このようなことは絶対に防がなくてはなりません。

そのために、外出前には次のことをチェックしましょう。

1. ガス器具は元栓をしっかりと閉めましたか？
2. 電気器具のコンセントはしっかりと抜きましたか？
3. タバコの後始末はしっかりとしてありますか？
4. 家の周りに燃えやすいものを置いてありませんか？
5. 家の戸締りはしっかりとしましたか？

家族や友達との外出を楽しく過ごすためにも、外出前にもう一度チェックしましょう。

そして、自分の家から火災を起こさないようにしましょう。